



資料編

茂原市総合計画審議会条例

昭和47年10月2日茂原市条例第124号

改正 令和元年6月28日条例第1号

茂原市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、茂原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ本市の総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び団体の推薦する者
- (3) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員は必要の都度委嘱し、当該諮問にかかる事項について調査及び審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長がこれを招集する。ただし、委員が委嘱されて最初に行われる会議にあつては市長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関においてこれを処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 茂原市開発委員会条例（昭和47年茂原市条例第12号）は廃止する。

附 則（令和元年6月28日茂原市条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

茂原市総合計画審議会委員名簿

令和2年10月30日現在

所属	氏名	役職等	備考
1号委員（学識経験者） 5名			
国立大学法人 千葉大学	関谷 昇	教授	
城西国際大学	児玉 庸夫	教授	
茂原市社会福祉協議会	鬼島 義昭	会長	
茂原市農業委員会	石井 利明	会長	
茂原市長生郡医師会	鈴木 秋彦	会長	
2号委員（関係機関及び団体の推薦する者） 12名			
長生農業協同組合	麻生 斎	専務理事	
茂原市都市計画審議会	高貫 博樹	委員	
茂原市民生委員児童委員協議会	田中 保藏	会長	
茂原市PTA連合会	中瀬古 正彦	会長	
茂原市社会教育委員	中田 文昭	委員長	
連合千葉外房地域協議会長生茂原地区連絡会	中村 和嗣	事務局長	
茂原市自治会長連合会	西條 博光	会長	
茂原商工会議所	飛留間 和紀	青年部会長	
茂原市小中学校長会	松村 暁雄	副会長	
大多喜ガス株式会社	緑川 昭夫	代表取締役社長	
千葉銀行茂原支店	吉田 克己	支店長	
茂原青年会議所	渡邊 公治	2020年度理事長	
3号委員（公募による市民） 3名			
	磯野 智由		
	大塚 節子		
	横堀 明子		

茂 企 画 第 73 号

令和元年 10 月 25 日

茂原市総合計画審議会

会長 関谷 昇 様

茂原市長 田中 豊彦

茂原市総合計画について（諮問）

茂原市総合計画審議会条例第2条の規定により、次の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項 基本構想について

- ・まちづくりの基本理念について
- ・本市が目指すべき将来都市像について

基本計画について

令和2年10月30日

茂原市長 田中 豊彦 様

茂原市総合計画審議会

会 長 関 谷 昇

茂原市総合計画について（答申）

令和元年10月25日付茂企画第73号をもって諮問のありました茂原市総合計画について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申

本審議会は、令和元年10月25日に茂原市総合計画についての諮問を受けて以来、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、茂原市総合計画は、令和の時代における市政運営の指針として、妥当適切なものと認めます。

なお、本審議会の審議過程における主な意見は下記のとおりですが、本審議会の意見や計画の策定過程において実施された市民アンケート、市民ワークショップ、パブリックコメントなどで聴取した市民の意見について十分に配慮し、茂原市総合計画の実現に努められるよう要望します。

記

■基本構想に関する事項

基本方向

- ・頻発する自然災害への対応は喫緊の課題であり、市民の生命を守り、安心して暮らせるまちづくりに努められたい。
- ・持続可能なまちづくりには、それを支える人材の育成が不可欠である。これからの時代を担う子どもたちのため、育てやすい環境づくりと、社会の形成に資する能力の育成に努められたい。
- ・人は地域コミュニティをはじめとする、様々な分野の共同体（コミュニティ）に所属している。コミュニティは市民生活や経済活動において基礎となるものであり、これを立体的に捉え、その密度を高めることによってまちづくりの力を引き出すことに努められたい。
- ・人口減少の進行に伴い、まちづくりに使える人や金などの資源は今後減少していくことが見込まれている。これまでまちづくりに参加してこなかった市民や企業などの意識を変え、知恵を出し合える体制づくりを検討されたい。
- ・歴史や文化、自然など、茂原が持っている良さを積極的に発信するとともに、それらを活用し地域活性化に努められたい。

将来都市像

- ・今後、持続可能なまちづくりを進めていくためには、市内、市外の地域資源を活かし、地域、分野、世代を越えた様々な主体がつながることで生まれる力が必要である。市全体がまちづくりの力を生み出す場「交流拠点」となるビジョンを市民が共有できるように努められたい。

基本政策

- ・政策分野の名称のみを示すのではなく、各分野における目指す方向を明らかにし、市民にわかりやすく示すように要望する。

■基本計画に関する事項

全体

- ・まちづくりの重点課題の整理に用いた市民生活に沿った視点は、基本計画にも取り入れて、行政にお

いては分野横断的な取り組みを、市民の側からは自助・共助の動きを、それぞれ誘うような工夫を検討されたい。

- ・まちづくりを我が事として捉えることができるように、各分野の施策が市民生活にどのように関わっていくのかを、分かりやすく示すように努められたい。
- ・計画の進捗評価に用いる成果指標の設定にあたっては、定量的で、誰もが理解できるものとなるように努められたい。また、評価の客観性を確保するため、外部評価制度の導入を要望する。

教育文化

○生涯学習

- ・図書館については、学校図書館との連携強化に努められたい。また、利用者によるコミュニティが生まれる開かれたものとなるよう、施設整備についても検討されたい。

○学校教育

- ・子どものうちからまちづくりに関わる機会を与え、地域社会の一員として必要な能力の育成に努められたい。
- ・子どもの教育については、学校の教職員だけに頼るのではなく、地域の人材を活用し、地域全体で支える体制の構築に努められたい。

○スポーツ・レクリエーション

- ・「市民ひとり1スポーツ」の理念普及に努め、老若男女を問わずスポーツを楽しむ機会を創出するため、組織横断的な取り組みに努められたい。

○文化芸術

- ・文化活動の拠点となる施設の整備を要望する。

健康福祉

○子育て支援

- ・少子化、晩婚化、核家族化といった社会要因や、経済要因で複雑化した、子育て世帯が抱える課題を十分に把握し、必要な支援が行き届くように努められたい。
- ・子育て支援と高齢者福祉など、異なる施策分野で連動し、相乗効果が得られるような取り組みを検討されたい。

○保健医療

- ・心身ともに健康で豊かな生活実現のため、受診しやすい検診制度の整備に努められたい。

産業振興

○農林業

- ・農業の担い手育成や農産物のブランド化などの施策については、関連団体と緊密な連携を図りながら、

戦略的に取り組むことに努められたい。

- ・市内の農業を持続していくため、新規就農者や兼業農家への支援など、農業経営者の裾野を広げる取り組みを検討されたい。

○商工業・中小企業

- ・中心市街地の活性化については、商業核が移動している現状を踏まえて、見直しを検討する際は抜本的に取り組まれるよう要望する。

○シティプロモーション

- ・歴史や文化をはじめとする地域資源を活用し、受け取り手の共感を呼ぶストーリーの作成と、時宜を得た情報発信に努められたい。

安全安心

○消防・防災

- ・災害発生時に自らの身を守る自助には、事前の備えと正確な情報が必要であるため、災害関連情報の周知に努められたい。
- ・消防団や自主防災組織など、市民にとって最も身近な共助の取り組みについては一層の支援に努められたい。
- ・災害発生をなくすことは困難であるため、被害を最小限に抑えて速やかに復興する方策について検討されたい。

○道路

- ・負担に見合った行政サービスの提供を受けていると市民が実感できるように、身近な生活道路の整備とその進捗状況の周知に努められたい。

○消費生活

- ・生活様式の変化、情報化の進展、感染症の蔓延など、消費者を取り巻く環境の大きな変化に対応できるように、相談体制と情報提供体制の拡充に努められたい。

都市環境

○土地利用

- ・茂原市が持つ魅力を活かしつつ、目指していく都市環境の基本的な考え方を設定すべきである。実現に向けては、周辺地域とのつながりを考慮した広域的な視点で、かつ、長期的な見通しを持って進められたい。

○市街地整備

- ・商業核の移転に伴い、中心市街地のあり方も変化していることから、整備方針について改めて検討されたい。

○総合交通体系

- ・人口減少により地域公共交通の維持が困難になる一方で、高齢化の進展によりその重要性は増していることから、地域公共交通網の最適化に努められたい。

○公園・緑地

- ・公園や緑地の持つ多面的な機能を考慮し、景観計画など関連する計画とも整合を図りながら、整備、保全に努められたい。

○環境保全

- ・ごみ処理経費の削減と環境負荷の低減を目指し、ごみの減量化やリサイクルに関する取り組みの推進に努められたい。

協働推進

○協働のまちづくり

- ・幅広い世代の市民に必要な情報を届けられるよう、ICTの活用を含めた情報伝達体制の構築に努められたい。
- ・自治会活動をはじめとしたコミュニティ活動を活性化するためには、これまで中心的役割を担ってこなかった、女性や若者などの意見を取り入れ、積極的な参加を促す必要がある。
- ・世代、分野、地域などが異なる人たちが交流し、まちづくりに関するイノベーションを生み出すことができるような場の構築について検討されたい。

○人権・男女共同参画

- ・性別、年齢、国籍などが異なる、多様な市民が互いに尊重し合い、その個性と能力を十分発揮できる環境を整えることが必要である。

○適切な行財政運営

- ・職員の能力向上を図る際には、業務遂行能力だけでなく、柔軟な発想や幅広い視野を養うことで、組織全体の活性化に資するように努められたい。
- ・共感を呼ぶことができる、まちづくりの取り組みを考案してPRするとともに、ふるさと納税制度などを活用し、税以外の財源確保に努められたい。

○行政改革と情報化

- ・限られたまちづくりの資源を有効に活用するため、民間と行政が力を合わせて公共サービスを提供する体制の推進に努められたい。
- ・都市機能の共有、分担などについて研究し、近隣市町村との連携強化を検討されたい。また、広域的な視点で茂原市の役割を再認識する必要がある。

総合戦略

○全般

- ・全国の市町村が同じ目標に向かって取り組むことから、茂原市ならではの施策を検討されたい。
- ・基本目標に沿った施策群を結び付ける、有機的な戦略を立てることが重要である。
- ・組織の枠を越え、市全体が一丸となって人口減少対策に取り組むよう、市長及び議会が主導的な役割を果たすことを要望する。

○基本目標 1 産業が力強く成長するまち

- ・企業立地の促進と市内企業の産業競争力強化を図るため、企業が必要とする情報の収集・整理・公開に努められたい。
- ・ヨウ素をはじめとした茂原市ならではの地域資源を活かし、他市町村の先駆けとなるような取り組みを検討されたい。

○基本目標 2 結婚・出産・子育てを応援するまち

- ・子育て支援や教育に力を入れ、多面的・総合的な支援により、若い世代が長く住み続けたいと思えるまちづくりに努められたい。

○基本目標 3 活力とにぎわいにあふれるまち

- ・まちの魅力発信にあたっては、市外だけではなく、市民向けの PR にも努められたい。また、関係する企業とのタイアップなども検討されたい。

○基本目標 4 誰もが安心して暮らせるまち

- ・車の所有の有無に関わらず快適に生活できる、交通環境の整備に努められたい。
- ・災害に強いまちづくりを進めるうえで、自立分散型電源の導入推進について検討されたい。

○横断的な目標 地域力が暮らしを支えるまち

- ・女性や高齢者、子どもたちなど、誰もが居場所と役割を持ち、活躍できるような社会づくりが重要である。
- ・まちづくりに活かせる資源を引き出し、育み、つなぐことを念頭に、まちづくりに対する計画的な参加環境の整備及び参加手段の多様化・拡大とともに、市民との情報共有に努められたい。
- ・持続可能なまちづくりのため、地方創生に資する SDGs の理念に沿った取り組みの推進に努められたい。
- ・政府が主導している行政手続のデジタル化について、市としても取り組みを検討されたい。

茂原市総合計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 茂原市総合計画の案(以下「計画案」という。)を策定するため、茂原市総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(策定会議)

第2条 策定会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、構成員以外の者であっても議長が会議の運営上必要であると認めるときは、策定会議に出席させ、意見を求めることができる。

- 2 策定会議に議長を置き、議長は副市長とする。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を行う。
- 4 策定会議は、必要に応じて議長が招集する。

(幹事会)

第3条 計画案の作成を円滑に推進するため策定会議に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。ただし、構成員以外の者であっても幹事会議長が会議の運営上必要があると認めるときは、幹事会に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 幹事会に議長を置き、企画財政部長をもってこれに充てる。
- 4 幹事会議長に事故あるときは、幹事会議長があらかじめ指名した者がその職務を行う。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事会議長が招集する。

(部会)

第4条 計画案の特定部門を調査研究するため、幹事会に別表第3に掲げる部会を置くことができる。

- 2 部会は、幹事会の構成員及び幹事会議長があらかじめ指定した職にある者をもって充てる。ただし、構成員以外の者であっても部会長が会議の運営上必要であると認めるときは、部会に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 各部会に部会長を置き、各部会長は、幹事会議長があらかじめ指名した者とする。
- 4 部会は必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第5条 策定会議の事務局は、企画財政部企画政策課とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、策定会議議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成10年6月1日から施行する。

(略)

別表第1（策定会議）

副市長	総務部長	経済環境部長
教育長	企画財政部長	都市建設部長
理事	市民部長	教育部長
	福祉部長	議会事務局長

別表第2（幹事会）

企画財政部	企画財政部長
	企画財政部次長
総務部	総務部次長
市民部	市民部次長
福祉部	福祉部次長
経済環境部	経済環境部次長
都市建設部	都市建設部次長
議会事務局	議会事務局主幹又は議会事務局長補佐
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局	監査委員事務局長
農業委員会事務局	農業委員会事務局長
教育委員会教育部	教育部次長

別表第3（部会）

部会名	部会員	部会名	部会員
教育文化計画部会	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 中央公民館長 美術館・郷土資料館長 体育課長 東部台文化会館長 監査委員事務局長	都市基盤計画部会	土木建設課長 都市計画課長 建築課長 都市整備課長 本納支所長 議会事務局主幹
健康福祉計画部会	社会福祉課長 障害福祉課長 高齢者支援課長 子育て支援課長 市民課長 国保年金課長 健康管理課長	産業振興計画部会	農政課長 商工観光課長 資産税課長 収税課長 会計課長 農業委員会事務局長
生活環境計画部会	生活課長 環境保全課長 農政課長 土木建設課長 土木管理課長 下水道課長 防災対策課長	市民自治計画部会	企画政策課長 財政課長 市民税課長 総務課長 秘書広報課長 職員課長 管財課長 選挙管理委員会事務局長

茂原市総合計画策定方針

1 目的

この方針は、平成 13 年に策定された茂原市総合計画（平成 13 年度～令和 2 年度）が終了することから、今後のまちづくりを展望し、新しい時代の要求に対応した計画の策定に関し基本的な事項を定め、事務の円滑化を図ることを目的とする。

2 総合計画の構成及び目標年次

茂原市まちづくり条例第 25 条の規定により、総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

(1) 基本構想

基本構想は、本市の目指す将来像を明らかにし、これを実現するために必要な施策の大綱を定める計画をいい、令和 12 年度（2030）を目標年次とする。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に定めた施策の大綱を受け、主要課題の解決を図るための基本的な施策を体系的に示す計画とする。計画期間は、令和 3 年度（2021）を初年度として令和 7 年度（2025）を目標年次とする 5 か年計画とする。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づく具体的な事業の実施に関して定める計画とする。計画期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年計画とする。

3 茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

総合計画及び総合戦略の目的や政策の範囲は必ずしも同じではないが、人口減少の克服や地方創生は重要課題であることから、総合計画の中に総合戦略を組み込んで策定するものとする。

4 策定方法

(1) 総合計画の策定にあたっては、「茂原市総合計画策定会議」を設置し広く職員を参画させ、全庁をあげてこれにあたるものとする。

(2) 広範な市民の意見を反映させるため、次の方法により計画策定過程における住民参加を促進するものとする。

- ・茂原市総合計画審議会の設置
- ・市民アンケート調査
- ・市民ワークショップの実施
- ・パブリックコメントの実施
- ・その他住民参加の促進に必要とする業務

5 策定期限

総合計画は、令和 2 年度中に策定するものとする。

6 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

総合計画策定経過

1. 総合計画審議会

令和 元年 10 月 25 日	○第 1 回総合計画審議会 (大雨災害が発生し、市内避難指示発令に伴い中止) ・諮問
令和 元年 12 月 20 日	○第 1 回・第 2 回総合計画審議会 ・総合計画の策定方針、策定体制、スケジュール、基礎調査結果の報告 ・重点課題、将来都市像、人口推計の検討
令和 2 年 2 月 7 日	○第 3 回総合計画審議会 ・基本構想案の変更点、審議会・アンケート等の主な意見、現総合計画の評価の報告 ・将来都市像、今後力を入れるべき施策について検討
令和 2 年 3 月 24 日	○第 4 回総合計画審議会 ・総合計画案の変更点の報告 ・将来都市像、基本政策の検討
令和 2 年 4 月 28 日	○第 5 回総合計画審議会 (新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急事態宣言に伴い延期)
令和 2 年 5 月 26 日	○第 5 回総合計画審議会 (新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急事態宣言期間延長に伴い再延期)
令和 2 年 6 月 23 日	○第 5 回総合計画審議会 ・総合計画案の変更点の報告 ・将来都市像案の検討 ・基本計画案の検討 (教育文化、健康福祉)
令和 2 年 7 月 22 日	○第 6 回総合計画審議会 ・基本計画案の検討 (安全安心、都市環境)
令和 2 年 8 月 25 日	○第 7 回総合計画審議会 ・基本計画案の検討 (産業振興、協働推進)
令和 2 年 9 月 29 日	○第 8 回総合計画審議会 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価報告 ・次期まち・ひと・しごと創生総合戦略案の検討
令和 2 年 10 月 30 日	○第 9 回総合計画審議会 ・次期まち・ひと・しごと創生総合戦略案の検討 ・答申

2. 総合計画策定会議

令和 元年 5月23日	○第1回総合計画策定会議 幹事会 ・次期総合計画の構成、期間、総合戦略の組み込み方法
令和 元年 5月27日	○第1回総合計画策定会議 ・次期総合計画の構成、期間、総合戦略の組み込み方法
令和 元年 10月23日	○第2回総合計画策定会議・幹事会（合同会議） ・総合計画審議会、策定方針、策定体制及び策定スケジュールについて ・基礎調査結果、市民アンケート結果の報告
令和 元年 12月11日	○第3回総合計画策定会議 幹事会 ・策定の視点、重点課題、基本方向、将来都市像、人口推計の検討
令和 元年 12月13日	○第3回総合計画策定会議 ・策定の視点、重点課題、基本方向、将来都市像、人口推計の検討
令和 2年 1月24日	○第4回総合計画策定会議 幹事会 ・序論、基本構想案の変更点、人口推計、審議会・アンケート等の主な意見、現総合計画の評価の報告 ・将来都市像の検討
令和 2年 1月27日	○第4回総合計画策定会議 ・序論、基本構想案の変更点、人口推計、審議会・アンケート等の主な意見、現総合計画の評価の報告 ・将来都市像の検討
令和 2年 3月12日	○第5回総合計画策定会議 幹事会 ・総合計画案の変更点の報告 ・将来都市像、基本政策の検討
令和 2年 3月16日	○第5回総合計画策定会議 ・総合計画案の変更点の報告 ・将来都市像、基本政策の検討
令和 2年 5月18日	○総合計画策定会議 部会ワーキンググループ会議（～5/27） ・6部会に分かれ、基本計画案の検討
令和 2年 7月10日	○第6回総合計画策定会議 幹事会 ・基本構想、基本計画案の検討 ・今後のスケジュールについて説明
令和 2年 7月14日	○第6回総合計画策定会議 ・基本構想、基本計画案の検討 ・今後のスケジュールについて説明
令和 2年 11月5日	○第7回総合計画策定会議 幹事会 ・基本構想、基本計画案の検討 ・今後のスケジュールについて説明

令和 2 年 11 月 9 日	○第 7 回総合計画策定会議 ・基本構想、基本計画案の検討 ・今後のスケジュールについて説明
-----------------	--

3. 茂原市議会

令和 元年 8 月 28 日	○議員全員協議会 ・総合計画策定方針、市民アンケート結果の説明
令和 元年 12 月 18 日	○令和元年度茂原市議会議員研修会 ・演題「これからの総合計画」 講師：総合計画審議会 関谷会長
令和 2 年 1 月 24 日	○総合計画特別委員会 ・総合計画策定方針、検討経過、審議会・アンケートの主な意見、人口推計、現総合計画の評価の報告
令和 2 年 6 月 26 日	○総合計画特別委員会 ・次期総合計画の検討状況、人口推計の報告
令和 2 年 9 月 2 日	○総合計画特別委員会 ・検討経過と今後のスケジュールについて報告 ・総合計画案の概要説明（基本構想、人口推計、基本計画）
令和 2 年 11 月 17 日	○総合計画特別委員会 ・総合計画案の概要（基本構想、基本計画、総合戦略）、今後のスケジュールについて説明

4. 市民意見聴取・その他

平成 31 年 4 月	○策定作業開始
令和 元年 5 月 8 日	○総合計画策定会議設置要綱の改正
令和 元年 6 月 4 日	○総合計画策定方針の決定
令和 元年 6 月 28 日	○総合計画審議会条例の改正
令和 元年 7 月 12 日	○総合計画策定に係る市民アンケート調査の実施（～7/26） ・20 歳以上 無作為 3,000 人抽出（回収 801 回収率 26.7%）
令和 元年 7 月 15 日	○総合計画審議会委員の公募（～8/2） ・募集人員 3 名 応募者 11 名
令和 元年 9 月 10 日	○総合計画策定に係る高校生アンケート調査の実施（～9/30） ・市内 4 校の第 2 学年に在籍する生徒 854 人（回収率 100%）
令和 元年 10 月 31 日	○第 1 回総合計画策定市民ワークショップ ・「理想の茂原市」を考える
令和 元年 11 月 25 日	○第 2 回総合計画策定市民ワークショップ ・「理想の茂原市」を実現するための取り組みを考える

令和 元年 12 月 23 日	○第 3 回総合計画策定市民ワークショップ ・「行政ができること、市民ができること」を考える
令和 2 年 3 月 10 日	○各種団体・企業アンケート調査の実施（～3/31） ・市内 12 団体、3 社

市民アンケート調査の概要

1. 目的

総合計画の策定にあたり、茂原市が目指すべき方向性について市民の意向をうかがい、これを計画に反映させる。

2. 調査方法

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 調査期間 | 令和元年7月 |
| (2) 調査対象 | 市内在住の20歳以上の男女 |
| (3) 対象者数 | 3,000人 |
| (4) 抽出方法 | 住民基本台帳から無作為抽出 |
| (5) 調査方法 | 郵送による配布・回収 |

3. 回収結果

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 配布数 | 3,000票 |
| (2) 回収数 | 801票 |
| (3) 回収率 | 26.7% |
| (4) 有効回答数 | 801票 |

高校生アンケート調査の概要

1. 目的

総合計画の策定にあたり、茂原市が目指すべき方向性について、次世代を担う高校生の意向をうかがい、これを計画に反映させる。

2. 調査方法

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 調査期間 | 令和元年9月 |
| (2) 調査対象 | 市内の高等学校に通う高校生 |
| (3) 対象者数 | 854人 |
| (4) 調査方法 | 学校を通じ直接配布・回収 |

3. 回収結果

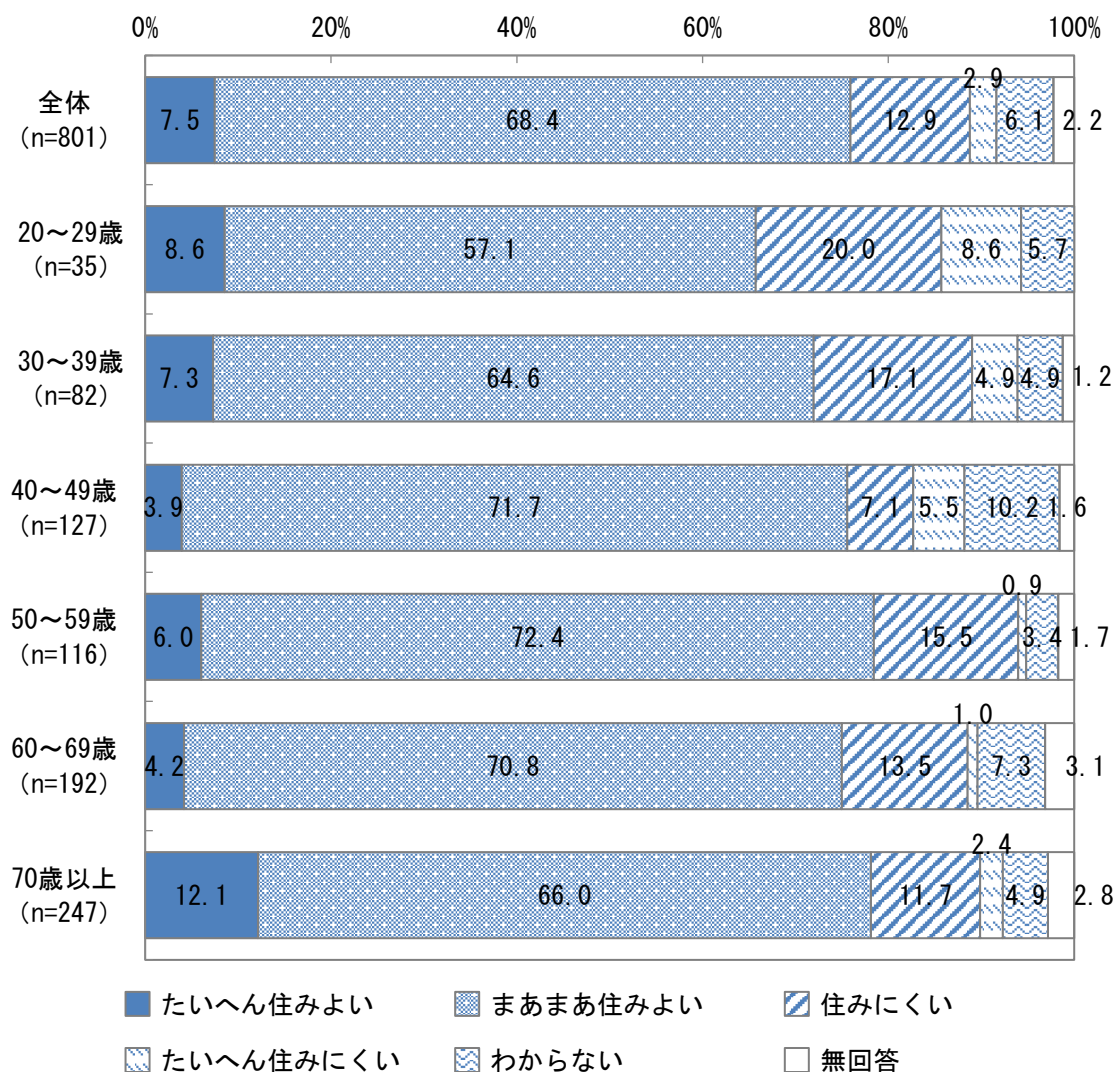
- | | |
|-----------|------|
| (1) 配布数 | 854票 |
| (2) 回収数 | 854票 |
| (3) 回収率 | 100% |
| (4) 有効回答数 | 853票 |

市民アンケート調査・高校生アンケート調査の結果概要

(1) 住み心地・定住意向

① 茂原市の住みごころ

〈市民アンケート〉

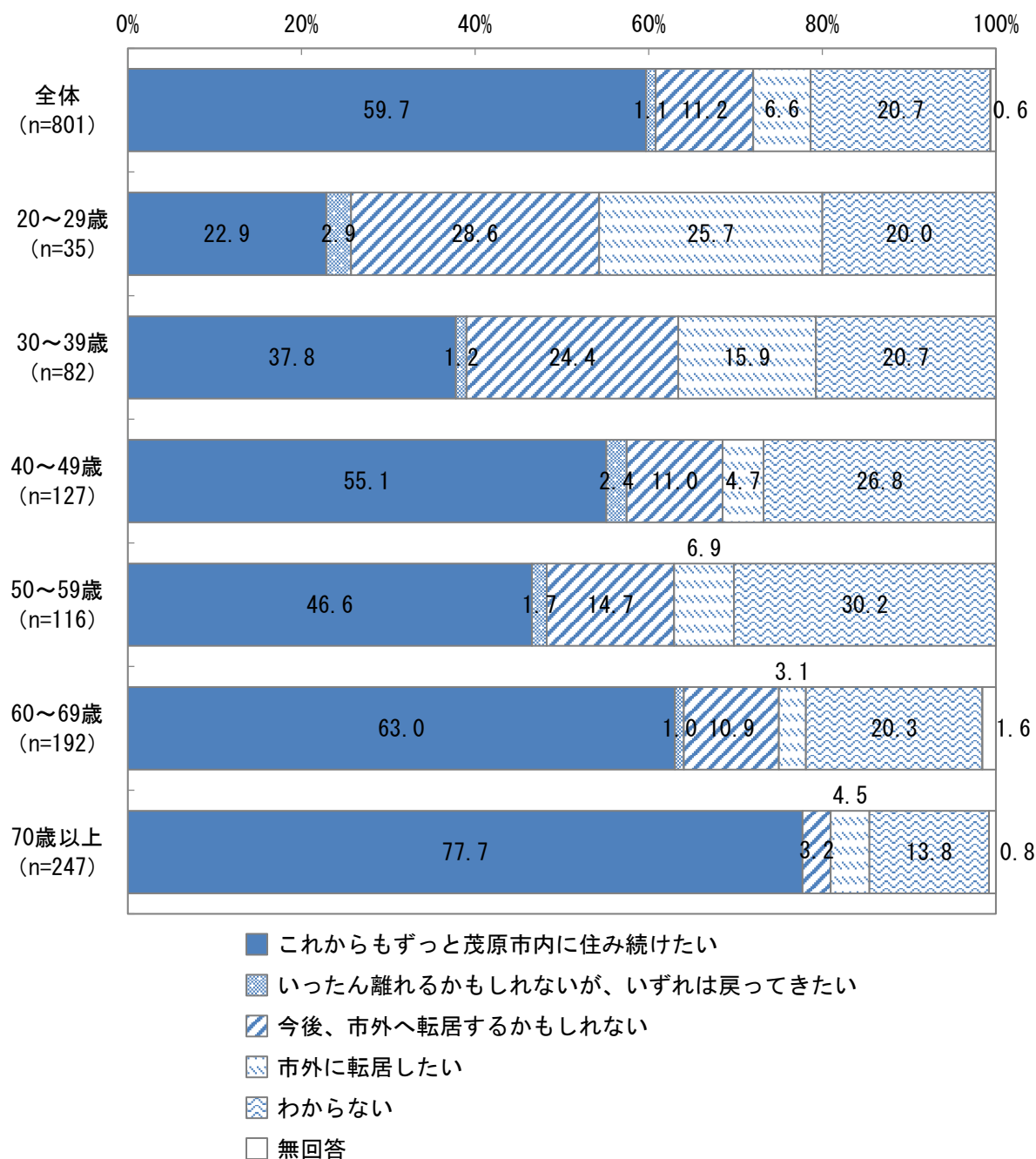


茂原市の住みごころについて、全体では、「まあまあ住みよい」との回答が最多で、68.4%を占めています。次いで、「たいへん住みよい」が7.5%となっており、両選択肢を合わせた肯定的な回答は計75.9%に上っています。他方、「住みにくい」(12.9%)と「たいへん住みにくい」(2.9%)を合わせた否定的な回答は計15.8%でした。

年齢別に見ると、肯定的な回答は、50代(計78.4%)、70歳以上(計78.1%)、40代(計75.6%)の順に多くなっています。

②定住意向

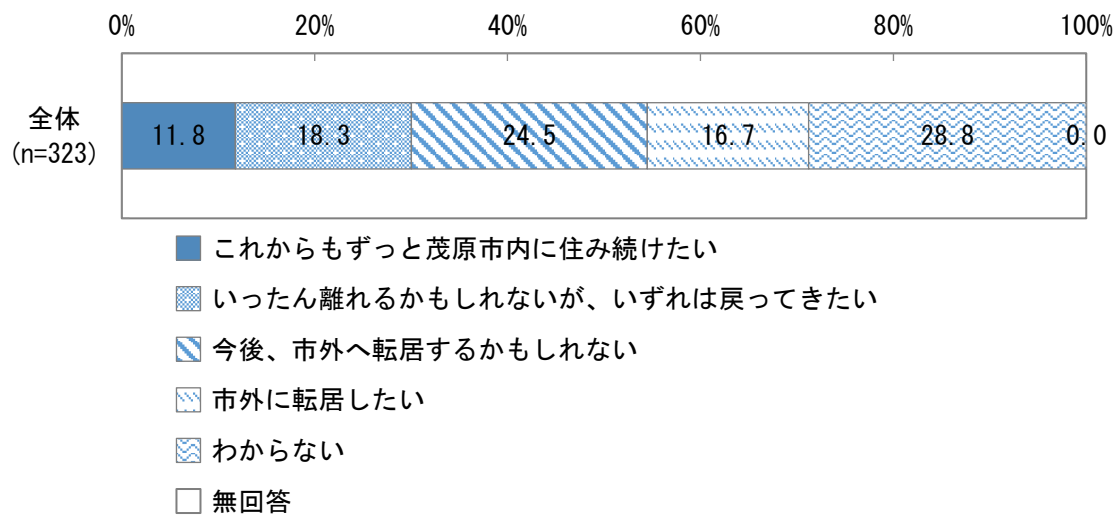
〈市民アンケート〉



茂原市に今後も住みたいかについて、全体では、「これからずっと茂原市内に住みたい」との回答が最多で、59.7%に上っています。他方、「今後、市外へ転居するかもしれない」（11.2%）と「市外に転居したい」（6.6%）を合わせた、移住を考えている人は計17.8%で約2割となっています。

年齢別に見ると、「これからずっと茂原市内に住みたい」としたのは、70歳以上が77.7%で最多でした。「いったん離れるかもしれないが、いずれは戻ってきたい」と合わせた、定住に前向きな回答は、70歳以上（80.9%）、60代（64.0%）、40代（57.5%）、50代（48.3%）、30代（39.0%）、20代（25.8%）の順に多くなっています。

〈高校生アンケート〉

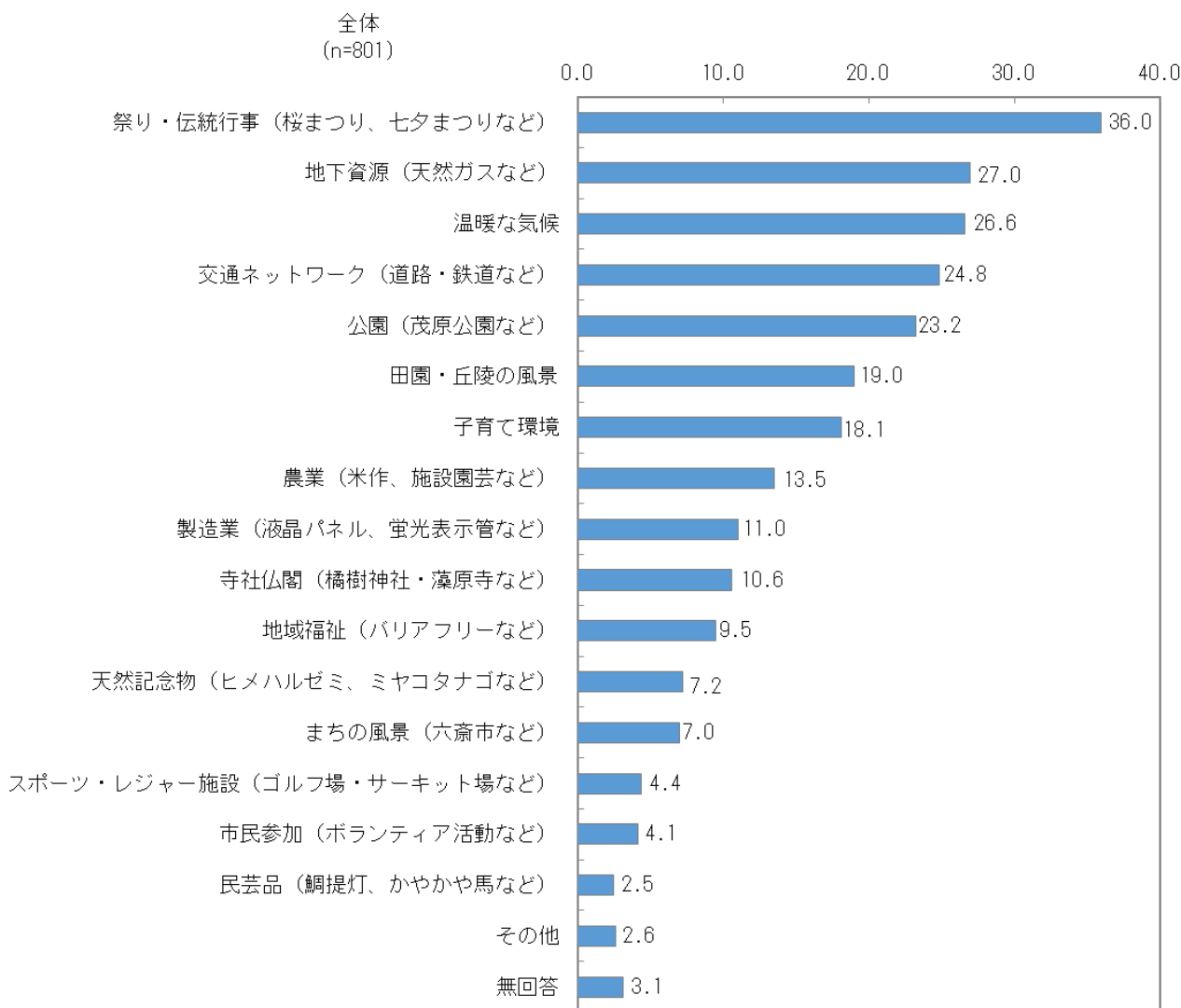


茂原市に今後も住みたいかについて、市内に在住する高校生に尋ねたところ、「これからもずっと茂原市に住みたい」(11.8%)と「いったん離れるかもしれないが、いずれは戻ってきたい」(18.3%)を合計した、定住に前向きな回答は計 30.1%で、「市民アンケート」の全体の回答における計 60.8%と大きな開きがあります。

(2) 未来の茂原市

①大切にしたい地域の財産

〈市民アンケート〉



大切にしたい地域の財産については、「祭り・伝統行事」が36.0%で最多となっています。また、「地下資源」(27.0%)、「温暖な気候」(26.6%)「交通ネットワーク」(24.8%)「公園」(23.2%)もそれぞれ20%を超えているほか、「田園・丘陵の風景」(19.0%)や「子育て環境」(18.1%)も20%近くとなっています。地域に根付いた伝統文化のほか、市の産業を支える地下資源、豊かな自然と共にある暮らしやすい生活環境などが地域資源と捉えられています。

②10年後の茂原市

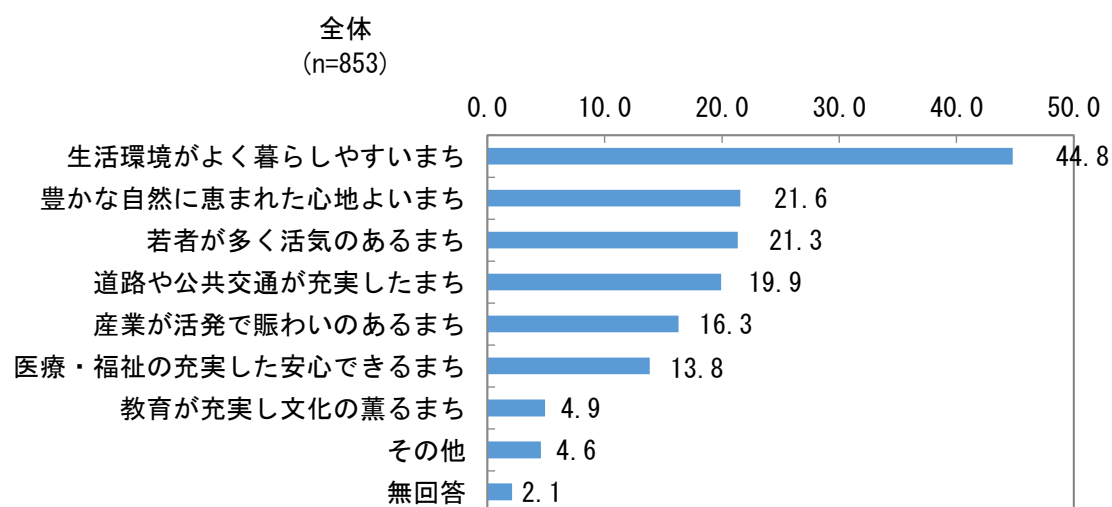
〈市民アンケート〉

	産業が活発で賑わいのあるまち	豊かな自然に恵まれた心地よいまち	生活環境がよく暮らしやすいまち	医療・福祉の充実した安心できるまち	教育が充実し文化の薫るまち	道路や公共交通が充実したまち	若者が多く活気のあるまち	その他	無回答
全体 (n=801)	25.7	14.1	44.7	56.9	7.4	16.4	16.9	1.1	3.6
20～29歳 (n=35)	8.6	8.6	45.7	34.3	22.9	28.6	22.9	-	8.6
30～39歳 (n=82)	23.2	13.4	53.7	39.0	13.4	17.1	15.9	4.9	3.7
40～49歳 (n=127)	22.8	15.0	52.0	57.5	5.5	16.5	14.2	0.8	3.1
50～59歳 (n=116)	26.7	14.7	44.8	53.4	9.5	17.2	13.8	1.7	3.4
60～69歳 (n=192)	27.6	18.8	42.7	63.0	4.2	14.1	18.8	-	2.6
70歳以上 (n=247)	28.7	10.9	39.3	62.8	5.7	15.8	17.4	0.8	4.0

10年後、茂原市がどのようなまちであってほしいかについて、全体では、「医療・福祉の充実した安心できるまち」(56.9%)と「生活環境がよく暮らしやすいまち」(44.7%)が突出しています。住みよい環境における健康で安全安心な暮らしが求められています。

年齢別に見ると、20代と30代では「生活環境がよく暮らしやすいまち」がそれぞれ45.7%、53.7%で最多となっています。一方、40代以上では「医療・福祉の充実した安心できるまち」が最多となっており、若年層との違いが見られます。

〈高校生アンケート〉



10年後、茂原市がどのようなまちであってほしいかについて、高校生に尋ねたところ、「生活環境がよく暮らしやすいまち」(44.8%)が突出して多く、次いで「豊かな自然に恵まれた心地よいまち」(21.6%)、

「若者が多く活気のあるまち」(21.3%)となっています。「市民アンケート」の全体の回答では「医療・福祉の充実した安心できるまち」(56.9%)が最多となっており、違いが見られます。

市民ワークショップ

1. 目的

総合計画を策定するに当たり、市民の皆様からご意見をいただくため、市民ワークショップを開催しました。参加者は、公募市民の方や、市職員によって構成され、4グループに分かれて、茂原市の今後の方向性について、テーマ別に話し合っていました。

2. 開催日時

ワークショップは、次のとおり計3回開催しました。

STEP	開催日時	ワークショップの内容
イントロ ダクション STEP 1	第1回 令和元年 10月31日(木) 19時～20時半	○ワークショップの概要説明等 ■グループ討議 「理想の茂原市」
STEP 2	第2回 11月25日(月) 19時～20時半	■グループ討議 「理想の茂原市の実現のためにできること」
STEP 3 発表	第3回 12月23日(月) 19時～20時半	■グループ討議 「市民にできること、行政にできること」 ○総合発表 「グループ代表者による発表」

3. 討議テーマ

4つのグループに分かれ、それぞれ以下のテーマについて議論しました。

グループ	メインテーマ	サブテーマ
Aグループ	【教育文化】(学校教育、スポーツ・レクリエーション、市民文化など)	【都市基盤】(秩序ある市街地整備、総合交通体系など)
Bグループ	【健康福祉】(地域福祉、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、保健医療など)	【市民自治】(市民参加、情報化、コミュニティ、男女共同参画など)
Cグループ	【生活環境】(生活道路、河川、緑化、環境衛生、防災、防犯など)	
Dグループ	【産業振興】(農林業、工業、商業、観光など)	



SDGs について



1. SDGs とは

SDGs とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略です。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて採択され、令和 12（2030）年を期限に国際社会全体が取り組む開発目標です。「誰一人取り残さない」世界を目指し、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

1	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	質の高い教育をみんなに	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	働きがいも経済成長も	包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

9	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
11	住み続けられるまちづくりを	包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2. 総合計画とSDGsの関連性

基本計画のテーマごとに、関連性の深いSDGsのゴールの視点・考え方を取り入れることで、まちづくりを通してSDGsの達成に貢献します。各テーマとSDGsのゴールの関連は次のページのとおりです。

基本政策	テーマ	1 差別をなくそう	2 笑顔を増やそう	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう
人が育ち文化と歴史がとけあうまち 《教育文化》	生涯学習				●	
	学校教育			●	●	●
	スポーツ・レクリエーション			●	●	
	文化芸術				●	
	青少年健全育成と家庭教育			●	●	
	国際化					
誰もが自分らしく健康に暮らせるまち 《健康福祉》	地域福祉	●	●	●		
	子育て支援	●	●	●	●	●
	高齢者福祉			●	●	
	障害者福祉			●	●	
	保健医療			●		
	社会保障	●		●		
未来への活力とにぎわいがあるまち 《産業振興》	農林業		●			
	商工業・中小企業				●	
	シティプロモーション					
	雇用					
しなやかで安心して住めるまち 《安全安心》	防災・消防					
	道路					
	河川等					
	防犯					
	交通安全			●		
	消費生活					
利便性と落ち着きが共存するまち 《都市環境》	土地利用					
	市街地整備					
	総合交通体系					
	上水道					
	下水道等					
	公園・緑地					
	住宅環境					
	環境保全			●		
市民が主役の持続可能なまち 《協働推進》	協働のまちづくり					
	人権・男女共同参画					●
	適切な行財政運営					
	行政改革と情報化					

6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と経済革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナシップで目標を達成しよう
											●
											●
					●						●
					●						●
				●						●	●
		●		●	●					●	●
		●		●	●					●	●
		●									●
		●		●						●	●
		●	●		●		●		●		●
		●	●								●
		●			●	●					●
		●			●		●				●
		●			●					●	●
		●			●						●
		●			●						●
		●			●						●
		●			●						●
		●			●						●
		●			●						●
●					●						●
●					●			●	●		●
					●			●			●
	●				●	●					●
●	●				●	●	●	●	●		●
										●	●
				●						●	●
										●	●
										●	●

関連計画一覧

※策定等年月日欄は、新規に策定した年月または改定した年月を記載

計画名	策定等年月	計画期間	担当課	関連テーマ
茂原市行財政改革大綱第 8 次実施計画	平成 28 年 3 月	令和 3 年度～ 令和 5 年度	総務課	6-4 行政改革と情報化
定員管理計画	平成 31 年 3 月	令和元年度～ 令和 5 年度	職員課	6-3 適切な行財政運営
茂原市役所庁舎長寿命化計画	令和 2 年 3 月	令和 2 年度～ 令和 12 年度	管財課	6-4 行政改革と情報化
茂原市地域防災計画	令和 3 年 1 月	—	防災対策課	4-1 防災・消防 5-6 公園・緑地
茂原市津波避難計画	平成 29 年 11 月	—	防災対策課	4-1 防災・消防
茂原市業務継続計画（震災編）	令和 2 年 4 月	—	防災対策課	4-1 防災・消防
茂原市避難行動要支援者避難支援プラン	平成 30 年 2 月	—	防災対策課	4-1 防災・消防
茂原市地域防災力向上計画	令和 2 年 12 月	—	防災対策課	4-1 防災・消防
茂原市国土強靱化地域計画	令和 2 年 8 月	—	防災対策課	4-1 防災・消防
茂原市男女共同参画計画（第 4 次）	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～ 令和 7 年度	企画政策課	6-2 人権・男女共同参画
茂原市公共施設等総合管理計画	令和 28 年 10 月	平成 28 年度～ 令和 12 年度	企画政策課	4-2 道路 5-7 住宅環境 6-4 行政改革と情報化
茂原市公共施設等総合管理計画第 2 次アクションプラン	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～ 令和 7 年度	企画政策課	6-4 行政改革と情報化
茂原市まちづくり条例推進アクションプラン	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～ 令和 6 年度	企画政策課	6-1 協働のまちづくり
第 11 次茂原市交通安全計画	令和 3 年度 策定予定	令和 3 年度～ 令和 7 年度	生活課	4-5 交通安全
茂原市市民活動支援指針	平成 28 年 3 月	—	生活課	6-1 協働のまちづくり
第 2 期茂原市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成 30 年 2 月	平成 30 年度～ 令和 5 年度	国保年金課	2-6 社会保障
第 3 期茂原市特定健康診査等実施計画	平成 30 年 2 月	平成 30 年度～ 令和 5 年度	国保年金課	2-6 社会保障
健康もばら 21～健康増進・食育推進計画～	平成 29 年 3 月	平成 29 年度～ 令和 4 年度	健康管理課	2-2 子育て支援 2-3 高齢者福祉 2-5 保健医療 3-1 農林業

計画名	策定等年月	計画期間	担当課	関連テーマ
第3次茂原市地域福祉計画	平成30年3月	平成30年度～令和5年度	社会福祉課	2-1 地域福祉
第3次茂原市障害者基本計画	平成30年3月	平成30年度～令和5年度	障害福祉課	2-4 障害者福祉
第6期茂原市障害福祉計画	令和3年3月	令和3年度～令和5年度	障害福祉課	2-4 障害者福祉
第2期障害児福祉計画	令和3年3月	令和3年度～令和5年度	障害福祉課	2-4 障害者福祉
茂原市高齢者保健福祉計画	令和3年3月	令和3年度～令和5年度	高齢者支援課	2-3 高齢者福祉
第8期介護保険事業計画	令和3年3月	令和3年度～令和5年度	高齢者支援課	2-3 高齢者福祉
第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画	令和2年3月	令和2年度～令和6年度	子育て支援課	2-2 子育て支援
公立保育所・幼稚園整備計画	平成31年3月	—	子育て支援課	2-2 子育て支援
農業集落排水事業（機能強化対策）計画	平成27年2月	令和2年度～令和12年度	農政課	5-5 下水道等
茂原市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	平成26年10月	—	農政課	3-1 農林業
茂原市農業振興地域整備計画	平成14年9月	—	農政課	3-1 農林業
茂原市地域農業再生協議会水田フル活用ビジョン	令和2年2月	—	農政課	3-1 農林業
茂原市中心市街地活性化基本計画	平成12年3月	—	商工観光課	3-2 商工業・中小企業
導入促進基本計画	平成30年6月	—	商工観光課	3-2 商工業・中小企業
茂原市創業支援等事業計画	平成28年5月	—	商工観光課	3-2 商工業・中小企業
第二次茂原市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	平成31年4月	令和元年度～令和12年度	環境保全課	5-8 環境保全
茂原市橋梁長寿命化修繕計画	平成31年3月	令和元年度～令和10年度	土木管理課	4-2 道路
舗装個別施設計画	平成31年3月	令和元年度～令和10年度	土木管理課	4-2 道路
道路付属物等個別施設計画	平成31年3月	令和元年度～令和10年度	土木管理課	4-2 道路
茂原市道路トンネル修繕計画	令和2年3月	令和2年度～令和11年度	土木管理課	4-2 道路
準用河川改修事業計画 梅田川	昭和63年12月	—	土木建設課	4-3 河川等
準用河川改修事業計画 乗川	平成12年3月	—	土木建設課	4-3 河川等

計画名	策定等年月	計画期間	担当課	関連テーマ
茂原市都市計画マスタープラン	平成 24 年 7 月	平成 14 年度～ 令和 12 年度	都市計画課	5-1 土地利用 5-2 市街地整備 5-6 公園・緑地
茂原市景観計画	平成 24 年 10 月	—	都市計画課	5-1 土地利用 5-2 市街地整備
茂原市地域公共交通計画	平成 25 年 3 月	—	都市計画課	5-3 総合交通体系
茂原市建築行政マネジメント計画	令和 2 年 8 月	令和 2 年度～ 令和 6 年度	建築課	5-1 土地利用
茂原市市営住宅長寿命化計画	平成 30 年 3 月	平成 30 年度～ 令和 9 年度	建築課	5-7 住宅環境
茂原市耐震改修促進計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～ 令和 7 年度	建築課	5-7 住宅環境
茂原市震前判定計画	平成 29 年 3 月	—	建築課	5-7 住宅環境
茂原市空家等対策計画	令和元年 3 月	令和 2 年度～ 令和 6 年度	建築課	5-7 住宅環境
茂原市都市計画事業茂原駅前通り地区土地区画整理事業事業計画	平成 28 年 4 月	平成 28 年度～ 令和 13 年度	都市整備課	5-2 市街地整備
茂原市公園再生計画	平成 28 年 3 月	—	都市整備課	5-6 公園・緑地
茂原市公園施設等長寿命化計画	平成 31 年 2 月	令和元年度～ 令和 10 年度	都市整備課	5-6 公園・緑地
茂原市公共下水道再構築計画(ストックマネジメント計画)	平成 31 年 3 月	令和元年度～ 令和 5 年度	下水道課	5-5 下水道等
学校教育施設等長寿命化計画	令和 3 年 3 月	—	教育総務課	1-2 学校教育
茂原市学校再編基本計画	平成 29 年 3 月	平成 29 年度～ 令和 7 年度	教育総務課	1-2 学校教育
茂原市学校再編基本計画第二次実施計画	令和 3 年度 策定予定	令和 3 年度～ 令和 7 年度	教育総務課	1-2 学校教育
茂原市生涯学習推進計画	平成 23 年 11 月	—	生涯学習課	1-1 生涯学習
第四次茂原市子ども読書活動推進計画	令和 3 年 3 月	令和 3 年度～ おおむね5か年	生涯学習課	1-2 学校教育
第 2 次茂原市スポーツ推進計画	令和 3 年 4 月	令和 3 年度～ 令和 7 年度	体育課	1-3 スポーツ・レクリエーション

用語解説

ア行

RPA

Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略で、これまで人間が行ってきた定型的な作業を、AIなどで自動的に処理すること。

IoT

Internet of Things（物のインターネット）の略で、様々な物がインターネットに接続され、相互に情報交換や制御を行う仕組みのこと。読み方は「アイオーティー」。

EM 容器

E M菌（有用微生物群）を利用して生ごみを発酵・分解して堆肥化する容器。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

インバウンド観光

外国人が訪れる観光のこと。

AI

Artificial Intelligence（人工知能）の略で、人工的に作られた人間のような知能や、それを作る技術のこと。

ALT

Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略で、小中高校などの英語の授業で、日本人教師を補助する助手のこと。

LGBT

L（レズビアン＝女性同性愛者）、G（ゲイ＝男性同性愛者）、B（バイセクシュアル＝両性愛者）、T（トランスジェンダー＝性別越境者）の略で、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つ。

オープンイノベーション

企業や大学・研究機関、起業家など、外部との交流を通じて新たな技術やアイデアを結合し、革新的な新製品やサービスを開発する手法のこと。

オープンデータ

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて、無償で容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータ。

カ行

合併処理浄化槽

トイレの汚水と生活雑排水の両方を処理する浄化槽。

家庭児童相談員

心身障害や不登校、学校での人間関係、家族関係、性格・生活習慣、発達、言葉の遅れ、非行の問題を抱える児童や当該の児童の保護者の相談に応じ、必要な指導を行う専門員。

急性期医療

患者の病態が不安定な状態から、治療によりある程度安定した状態に至るまでの期間に受ける医療。

クラウドファンディング

群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語であり、インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達する方法。

ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において多様な主体が連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じた体制づくりや個々のケアマネージャーに対して行う支援。

健康寿命

平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間（日常生活に制限のない期間）。

県都一時間構想

千葉県が掲げた、将来的に県内の主要都市から県都千葉市までの到達時間を1時間に近づけるという目標に向けた道路網の整備構想。

後期高齢者

75歳以上の高齢者。

合計特殊出生率

1年間における出産可能年齢（15～49歳）の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

コンパクトシティ

高密度で近接した開発形態、公共交通機関でつながった市街地、地域のサービスや職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造のこと。

サ行

三次救急医療

第一次救急医療、第二次救急医療では対応できない重篤な患者に対する救急医療のこと。

産前産後サポートセンター（子育て世代包括支援センター）

母子の総合相談窓口として、保健師や助産師等の専門職が相談に応じ、関係機関と連携して必要なサービスへとつなぐなど、ワンストップで対応する拠点。

シェアリングエコノミー

インターネット上で場所・モノ・人・お金・スキルなどを個人間で貸借や売買、交換する経済の仕組み。

ジェネリック医薬品

新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で、品質、効き目、安全性が同等な医薬品。新薬より低価格で、厚生労働大臣の承認を受けて販売される。

資源循環型社会

廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負荷を与えないように再利用や再資源化する社会。

持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年の国連サミットで採択された、令和 12（2030）年を目標年次として国際社会が取り組む開発目標のこと。読み方は「エスディー・ジーズ」。詳細は P202 を参照。

実質公債費比率

地方自治体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方自治体の財政規模に対する割合で表したもの。地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率。

シティプロモーション

地域住民の愛着度形成や、地域の魅力の発掘・創出・発信に関する取り組みのこと。

社会的障壁

障害がある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

将来負担比率

地方自治体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方自治体の財政規模に対する割合で表したものの。この比率が高い場合は、当該団体の一般財源規模に比べ、将来負担額が大きい。

ステップファミリー

再婚や事実婚により、血縁のない親子関係や兄弟姉妹関係を含んだ家族形態のこと。

スマート農業

ロボット技術やICTを活用して、省力化・精密化や高品質化の実現を推進する新たな農業のこと。

総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加でき（多志向）、地域住民により自主的・主体的に運営される。

Society5.0

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を指し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

夕行

体育協会

加盟競技団体を統括し、市民体育祭やスポーツ教室などの運営を行うことで、市民の健康増進と競技力向上を図る組織。令和4年に「スポーツ協会」と名称を変更する予定。

団塊ジュニア世代

昭和46（1971）年から昭和49（1974）年ごろの第2次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。

団塊の世代

昭和22（1947）年から昭和24（1949）年ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。

単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化槽で、キッチン、お風呂、洗濯などから出る「生活雑排水」は処理できない。

地域包括ケアシステム

高齢者に対して、介護が必要になっても、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、関係者が連携・協力して、一体的に提供する仕組み。

地域包括支援センター

地域の高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定、保健・医療の向上及び福祉の増進のため、包括的な支援や総合相談支援事業等を行うことで、住み慣れた地域での安心した自分らしい生活を支援する拠点。

中層住宅

3階から5階建ての集合住宅のこと。

昼夜間人口比

常住地による人口（夜間人口）を100とした時の昼間人口の比率。昼間人口は夜間人口から、他の市町村への通勤・通学者を除き、他の市町村からの通勤・通学者を加えたもの。

長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備に講じられた優良な住宅のこと。

長生グリーンライン

茂原・一宮・大原道路の愛称で、圏央道の茂原長南ICから大原までの30キロメートルが計画されており、当面は国道409号～茂原市道1級10号（広域農道）までの7.2キロメートルが整備区間として計画されている。

低炭素建築物

二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物で、所管行政庁（都道府県、市又は区）が認定を行うもの。

DV

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、夫婦間や恋人などの親しい間柄での身体的暴力、性的暴力、言葉による精神的暴力のこと。

東京オリンピック・パラリンピックのレガシー

東京オリンピック・パラリンピック開催により、長期にわたり継承・享受できる、大会の社会的・経済的・文化的恩恵のこと。

道路ストック

道路、橋梁、トンネル等を含む道路構造物の総称。

特定健康診査

生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に行う、メタボリックシンドロームに着目した健康診査。

ナ行

内需型企業

国内市場を中心とする産業に関する企業で、国内の景気に大きく左右される一方、海外市場の影響を受けにくい特徴がある。

内発型企業

地域内で起業し、地域内の市場に重点を置く企業で、多岐にわたる地域内産業連関を生み出す特徴がある。

二次救急医療

第一次救急医療では対応できない入院治療や緊急手術を必要とする患者に対応する救急医療のこと。

日常生活圏域

おおむね30分以内に必要な医療・介護サービスが提供される圏域で、およそ中学校区に相当する。

ニューツーリズム

従来の物見遊山的な観光旅行に対して、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行。

ハ行

ハラスメント

嫌がらせ。

PDCA マネジメントサイクル

Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Act（改善）の4段階を順に実施し、それを繰り返すことで施策や事業を継続的に改善するための手法のこと。

PPP・PFI

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）は、公民が連携して公共サービスの提供を行う方法。PFIは、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

ビッグデータ

ICT技術の発達により、収集・蓄積・分析が可能になった膨大でリアルタイムに変化するデータのこと。

ファシリティマネジメント

組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。

福祉的就労

障害がある人が、一般企業で働けない場合に、福祉サービスを受けながら働くこと。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

就労等により昼間保護者がいない家庭の小学校低学年の児童などに対し、放課後や夏休み等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

保健医療圏

病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位のこと。日常の医療を提供し、おおむね市町村単位の一次医療圏、一般的な医療を提供し、複数の市町村から成る二次医療圏、高度で特殊な医療を提供し、おおむね都道府県単位の三次医療圏がある。

母子・父子自立支援員

母子・父子家庭に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導や、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う専門員。

補装具

身体に障害のある人の失われた部位や必要な身体機能を補うために用いられる用具。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談、紹介、斡旋、養成などを行い、ボランティア活動を普及している拠点。

マ行

モータリゼーション

自動車が大衆に普及し、日常生活で一般的に使われるようになること。

ヤ行

要保護児童対策地域協議会

要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため、地方公共団体が設置・運営する組織。

ラ行

ライフサイクルコスト

製品や構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる総額の費用。

ライフステージ

人の一生における少年期・青年期・壮年期・老年期など、節目となる出来事によって区分されるそれぞれの段階のこと。

リカレント教育

生涯にわたり教育と就労を繰り返し、スキルを高めることができる教育制度。

立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版の計画。

6次産業

農林水産物を収穫・漁獲（第1次産業）するだけでなく、加工（第2次産業）し、流通・販売（第3次産業）まで手がけること。

ロケツーリズム

映画・ドラマのロケ地を訪ね、風景と食を堪能し、人々のおもてなしに触れる旅行。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

茂原市総合計画
2021→2030

令和3年3月

発行：茂原市

〒297-8511

千葉県茂原市道表1番地

Tel.0475-23-2111（代表）

編集：企画財政部企画政策課

Tel.0475-20-1516

Fax.0475-20-1603

Email：kikaku@city.mobara.chiba.jp